

## 景品表示法に基づく措置命令に関するお詫びとお知らせ

東京都港区浜松町一丁目25番11号宮下ビル2階  
VIDAN ビダン株式会社  
代表取締役 福島 亮

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

この度、弊社は 2019年3月22日、消費者庁より弊社の取り扱う下記商品の表示について、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第7条第1項の規定に基づく措置命令を受けました。

このような事態に至りましたことで、お客さまをはじめとする関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることになりましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

弊社の取り扱う「THE BEAST」「THE GHOST」という商品を販売するにあたり、平成平成30年9月14日から同年12月11日までの間、「VIDAN by アメリカヤ」と称する自社ウェブサイトにおいて、THE BEASTについては、当該商品を着用するだけで、容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしておりました。

THE GHOSTについては、当該商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしておりました。

この表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものでした。

弊社は、この度の措置命令を真摯に受け止め、今後は弊社商品に関し、お客さまをはじめとする関係者の皆様からの信頼とご期待にお応えすべく、広告表現の見直しや景品表示法に関する研修を継続実施し、同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、より一層コンプライアンスを強化して再発防止に努めてまいります所存です。